

情報公開制度の運用状況（平成 20 年度）

[行政文書の公開]

行政文書の公開の請求件数は、これまでには請求の無かった知事メールや全国学力テストに関する文書などを含め 921 件で、平成 19 年度に比べ約 5.5 % の増加となった。

これらの請求に対し、実施機関が 1,044 件の決定を行った（1 件の公開請求について項目別に分割して決定が行われる場合があるため、請求件数より決定件数が多くなっている。）。

内訳は次表のとおりである。

(表 1) 行政文書公開請求及び実施機関の決定の状況

区分		20 年度(件)	19 年度(件)
行政文書公開請求の件数		921	873
請求方法 別内訳	窓口に提出	372	412
	府ホームページからの入力	253	171
	ファクシミリで送信	215	151
	郵送	81	139
実施機関の決定の件数		1,044	1,001
決定内容 別内訳	全部公開	212	215
	部分公開	674	546
	全部非公開	3	4
	存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)(第 12 条)	7	3
	不存在による非公開	147	232
	適用除外による非公開(第 40 条)	1	1
	要件不備による非公開(第 7 条第 1 項)	0	0

(注) 1 1 件の公開請求について項目別に分割して決定が行われる場合について

1 件の公開請求において、複数の項目に関する行政文書の公開が求められたときに、対象となる行政文書がある項目とない項目が混在しているため、公開・非公開等の決定と存在による非公開決定に分割して決定を行う場合、対象となる行政文書が複数の室課所に分かれて管理されているため、文書を管理している室課所ごとに分割して決定を行う場合などがある。

2 非公開決定の種類について

○ 全部非公開

文書全体に個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として対象となる行政文書の全てを非公開とする決定。

○ 存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)

行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。

○ 不存在による非公開

文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。

○ 適用除外による非公開

刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされることを理由とする非公開決定。

○ 要件不備による非公開

行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを

理由とする非公開決定。

非公開規定の適用状況については、部分公開、全部非公開及び存否応答拒否による非公開を合わせた684件の決定のうち、519件において個人情報の規定、374件において法人等情報の規定、62件において公共安全支障情報の規定、123件において事務執行支障情報の規定、1件において意思形成支障情報の規定が適用されているが、任意提供情報の規定を適用した事例はなかった。

(表2) 非公開規定の適用状況

区分	非公開理由	20年度 (件)	19年度 (件)		適用率 (%)
			19年度 (件)	適用率 (%)	
公開しないことができる情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	374	58.0	321	58.0
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	0	0	0
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	14	2.0	1	0.2
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	123	18.0	60	10.8
	公共安全支障情報	62	9.1	62	11.2
	内訳				
	公共安全支障情報（8条1項5号）	4	0.5	5	0.9
公開してはならない情報	公共安全支障情報（8条2項2号）	10	1.5	3.5	6.3
	公共安全支障情報（8条2項3号）	53	7.7	53	9.6
部分公開 + 全部非公開 + 存否応答拒否による非公開の件数	684	100	553	100	

(注) 公共安全支障情報については、8条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される（8条2項2号と3号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。）。

公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況については、921件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたもの（公開請求から30日以内）は、206件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたもの（公開請求から30日超）は、3件であった。なお、決定期間の延長が行われた事案のうち128件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与した事案である。

(表3) 公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況

区分	20年度(件)	19年度(件)
公開請求件数	921	873
本則どおり（15日以内）	712	638
決定期間の延長を行った件数（30日以内）	206	234
決定期間の特例を適用した件数（30日超）	3	1

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日）に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

実施機関別・担当部局別では、健康福祉部（142件）に対する公開請求が最も多く、次いで、教育委員会（138件）、都市整備部（131件）、警察本部（115件）の順である。平成20年度は、政策企画部に対する公開請求が大幅に増加した。

(表4) 実施機関別・担当部局別の公開請求件数

担当部局名		20年度(件)	19年度(件)
担当部局別内訳	知事	663	604
	政策企画部	96	20
	総務部	55	38
	にぎわい創造部	3	8
	生活文化部	58	49
	健康福祉部	142	107
	商工労働部	31	16
	環境農林水産部	75	61
	都市整備部	131	258
	住宅まちづくり部	72	77
会計局		0	0
教育委員会		138	115
選挙管理委員会		26	40
人事委員会		2	3
監査委員		2	1
公安委員会		1	0
労働委員会		2	0
収用委員会		2	0
海区漁業調整委員会		0	0
内水面漁場管理委員会		0	0
水道企業管理者		6	0
警察本部長		115	108

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

全国学力テストに関する部分公開決定など行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成20年度は25件の不服申立てがあった。

平成18年度から繰り越した10件を含めた平成20年度の処理状況は以下のとおりである。

(表5) 行政文書の公開に係る不服申立ての処理状況

区分	係属事案 計	取下げ 件数	処理件数					21年度 へ繰越 件数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
18年度から繰越事案	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
19年度から繰越事案	9件	1件	7件	1件	1件	5件	0件	1件
20年度申立て事案	25件	2件	5件	0件	1件	4件	0件	18件
計	35件	3件	12件	1件	2件	9件	0件	20件

[法人文書の公開]

法人文書の公開の請求件数は、地方独立行政法人大阪府立病院機構に対するものが2件、大阪府立大学に対するものが2件、大阪府住宅供給公社に対するものが8件、大阪府土地開発公社に対するものが3件、大阪府道路公社に対するものが3件の計18件であり、各実施法人がこれらについて決定を行った。その内訳と非公開規定の適用状況は、表6及び7のとおりである。

なお、25件の公開請求のうち、条例第19条の3において準用する条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたもの（公開請求から30日以内）は3件であった。

(表6) 法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況

区分		20年度(件)	19年度(件)
法人文書公開請求の件数		18	25
実施法人の決定の件数		18	28
決定内容 別内訳	全部公開	2	1
	部分公開	16	24
	全部非公開	0	0
	存否応答拒否による非公開（公開請求拒否）（第12条）	0	0
	不存在による非公開	0	2
	適用除外による非公開（第40条）	0	1
	要件不備による非公開（第7条第1項）	0	0

※H19年度は1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、請求件数より決定件数が多くなっている。

(表7) 法人文書の公開に係る非公開規定の適用状況

区分	非公開理由	20年度(件)	適用率(%)	19年度(件)	適用率(%)
				19年度(件)	
公開しない ことができる情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	13	81.3	11	44.0
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	0	0	0
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	0	0	0	0
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	1	6.2	1	4.0
	公共安全支障情報（8条1項5号）	1	6.2	0	0
公開しては ならない情報	個人情報（9条1号）	9	56.3	19	76.0
	法令秘情報（9条2号）	0	0	0	0
決定件数（部分公開+非公開+公開請求拒否の件数）		16	100	25	100

法人文書の公開請求に対する実施法人の決定について、20年度は新規の異議申立ては無かったが、平成19年度から繰り越した1件を含めた処理状況は、表8のとおりである。

(表8) 法人文書の公開に係る不服申立ての処理状況

区分	係属事案 計	取下げ 件数	処理件数					21年度 へ繰越 件数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
19年度から繰越事案	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
20年度申立て事案	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき公表した資料等の件数は、556件であった。なお、公表することと決定された資料等は、府政情報センターや担当室・課（所）等において一般の閲覧に供するとともに、その内容を可能な範囲で府のホームページに掲載するよう努めている。

(表9) 情報の公表の実施状況

公表した資料等の件数		20年度	19年度
内 訳	府政に関する基礎情報	556件	526件
	政策形成過程情報	269	196
	その他	133	49
		153	194

(注) 20年度に公表した資料等556件のうちその内容を府のホームページに全部掲載したものは、274件である。

(注) 公表した資料等の内訳について

○ 府政に関する基礎情報

- ・ 府が保有している情報の検索に資する資料
- ・ 府の施策、計画、指針等の概要
- ・ 府の事務事業の概要（各室・課（所）等毎）
- ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
- ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
- ・ 府政に関する主要な調査の結果又はその概要
- ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要（条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの）
- ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等

○ 政策形成過程情報

- ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
- ・ 府民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則等の制定又は改廃に係る案の内容又はその概要
- ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
- ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要

○ その他

- ・ 上記以外で、各室・課（所）の長が適当と認めたもの

[府政情報センターにおける情報の提供]

府政情報センターの利用件数は23,322件で、一月あたり約1,943件であった。

(表10) 府政情報センターの利用状況

府政情報センターの利用件数		20年度	19年度
		23,322件 (1,943件／月)	23,868件 (1,989件／月)
内 訳	職員が応対して情報提供	7,001	6,285
	開架資料の閲覧	10,497	11,882
	府政刊行物の販売部数	5,557	5,378
	行政文書等複写申出件数	273	181
	ホームページの閲覧	226	264

[会議の公開]

審議会等の会議の公開については、平成20年度は、139の審議会等で延べ376回の会議が公開で開催された。傍聴者数は、延べ1066人で、昨年度より約10%の増加となった。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成20年度末現在で298あり、このうち209の審議会等が公開（議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。）の決定をしている。

(表11) 会議の公開の実施状況

区分	20年度	19年度
開催回数	376回	454回
傍聴者数	1066人	971人

[出資法人の情報公開]

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成20年度に自主的に情報公開申出制度を実施した法人は、40法人であり、情報公開の申出の件数は、2法人において計2件であった。

なお、19年度は、情報公開申出に対する出資法人の決定について、苦情の申出はなかった。

(表12) 出資法人における公開申出の処理状況

区分	20年度	19年度
情報公開申出制度実施法人人数	40法人	42法人
公開申出のあった法人	2法人	3法人
公開申出の件数	2件	8件
決定の件数	2件	9件
決定内容 別内訳	全部公開	1件
	部分公開	1件
	全部非公開	0件
	存否応答拒否による非公開（公開申出拒否）	0件
	不存在による非公開	1件

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。